

慶応期における秣刈敷入会問題をめぐって

——芋作村の事例——

後藤 重 巳

一、はじめに

幕府領日田郡奥五馬筋は、五馬市・芋作・出口・塚田・新城・本城・桜竹の七ヶ村から成り、日田郡代役所から肥後熊本・豊後岡に通じる往還沿いに所在する五馬市・出口の両村が筋内の主邑の觀を呈していた。因みにこれに対して旧五馬庄諸村のうち、郡代役所に近い六か村は、口五馬筋と呼ばれた。

奥五馬筋内七ヶ村の秣刈敷入会問題については、本誌第三十二号（賀川特集）において、五馬市・新城・本城・塚田村間の事例を素描した①が、ここではそこで触れ得なかつた芋作村をめぐる出入問題を眺めてみたい。

芋作村は、早く『正保郷帳』に田畑合計七十二石余で村名が見え、『天保郷帳』でも七十四石一斗一升余の村高規模で示され、筋内七ヶ村のうちで最大村高の五馬市村の約十分の一、第六位の新城村に比しても七十%余と云う筋内で最小村高の小村であつた。

慶応四年六月に②、この芋作村の山野に五馬市・新城両村の百姓が秣刈りに入り、出入が発生した。翌明治二年五月、日田会所詰役人の仲裁で和解し、和熟内済書が取り交わされた。当時、芋作村の庄屋は新城村庄屋が兼帯中であり、問題解決を複雑にした面も考えられる。

まず、出入の発端と粗かな経緯を「内済書」③の頭書から見しておく。

慶応四年六月、芋作村の枝郷楮原・谷山の大むた・小むた・小栗林の百姓持分の秣場（ノ野）に、五馬市・新城村二村（以下両村と表記）の

若者が朝草刈に入り、「打替畑」の作物の中へ牛馬を放し入れ食い荒らした。芋作村から、早速使者を両村に遣わし、以後村中全域に決して立ち入らないように厳達した。両村からは打替畑に牛馬を放ち入れ作物を荒らしたこと自体は詫びるが、この秣場は、芋作村を含めた三か村の「入会秣場」であり、今回の事件で芋作村内全域に立入を禁止されては、死活問題なので、刈り草はこれまでどおり、つづけさせて欲しい旨を申し入れた。

しかし、芋作村では、「入会と申す訳無之」、土地は「銘々之持地殊ニ御高場・御運上場計ニテ」を理由に全く妥協する余地がなく、出入は膠着状態になつた。万策尽きた両村は、出入りの決着を日田役所に提訴し、これを受けた芋作村もそれに応じ、最終的には日田庄屋詰会所の仲裁によつて、翌明治二年五月に至つて内済した秣場出入であつた。

注 ① 後藤 重巳「幕末期における秣刈敷入問題をめぐって 一、史料の素描」『史学論叢』三十二号、平成十四年三月、

② この時期は、慶応四年正月十五日、最後の西国筋郡代窪田治部右衛門は、郡代役所から逃亡、肥後熊本藩など四藩の預かり、薩摩藩の預かりを経て、三月七日から岡藩中川氏・森藩来留島氏の陣所預かりののち、六月十一日、松方助左衛門が「知県事」となり、九月に明治と改元されると云う慌しい変革期で、前年末の大政奉還をもつていわゆる「江戸時代」は終焉する時期に当たる。ただ本小稿は、前稿の趣旨を受け継

ぐため、文中にしばしば「幕末期」と云う表現を用いることがある。

- ③ 別府大学付属博物館所蔵、日田郡五馬市村文書 明治二年五月「和熟済口為取替証文之事」。以下、特記しない場合はすべて五馬市村文書所収。五馬市村文書のうちには、五馬市・新城村と芋作村の秣場出入りに関わる一群の文書がある。継紙・冊子の一群と切紙の掛合書簡群でそれぞれ十二・三点宛、かつては類別されて二つの袋に入れられていたらしい。袋は共に「慶応四年七月二日より」と題され、それぞれ「芋作村草場引合一件書類」と「日田郡五馬市村芋作村秣場差違一件」とあるが、既に購求の段階で、中身は混交しており、原況を知らない。なお、この出入和熟に関わる明治二年五月日付の着色廉絵図二舗を含む数点（同一絵図各二種）が付属する。

二、出入の発端

出入発生直後、芋作村の組惣代の新八・源平が使者として五馬市村庄屋謙平の元に来訪、口上の上、口上書①を渡した。その口上書では、以下のように述べている。前節に掲げた内済書の内容との重複を厭わず掲示する。

以手紙得御意候、然は当村内秣場之儀は、先前より朝草刈敷二至迄御村方と入会来り候儀無之候二付、御村より立入候儀も無御座候処二、今朝当村儀右衛門持分秣場ノ野へ、御村幾松外九人程罷越、伐荒シ候二付、同人母罷越如何之訳にて大勢立入不成場所江罷越、殊ニノ野伐荒シ候哉之段申之差押へ候処、大人数口々ニ言語道断悪口雑言いたし、草伐取不法の所業いたし候二付ては、儀右衛門極々難渋仕候二付、明

朝より先前之通、当村内二八耆人も決して立入不申様、急度御取締被申付可被成候、右之段御掛合申上度、尚亦否哉御報被仰聞可被下早々如此御座候、

五馬市村庄屋謙平は、芋作村へ答使を遣り、今回の処置は理不とは申しながらも、若輩者の仕業で、両村に不行き届きな点があり、不法の儀を詫びた上、秣刈り取りだけは、従来通り続けさせて欲しいと申し入れた②。

しかし、芋作村の硬直な主張は揺るがず、村境に「地主のほかは立ち入り禁止」の杭札を繁々と立てて、両村の要請に応えようとしなかつた。

謙平は、芋作村兼帯庄屋又市に事態についてさらに掛け合つたところ、右場所は芋作村百姓銘々所有の「高地や野畑運上場」などであり、以前から入会地でもなく、他村からの立入絶対禁止との返答で、取り付く島もなかつた。両村からは再応懇願し、土地柄、秣・刈敷不足では農作に支障を来たす旨を説明、入会許可を要請したが許容されない③ので、最後の手段として日田役所に仲裁を申請したのであつた④。

願書は、五馬市村惣代新兵衛・徳右衛門、組頭次右衛門が署名し、村庄屋謙平が奥印している。

この出入の解決に村庄屋謙平は、始終主導的な役割を果たした。

謙平は、出入発生の直後、芋作村に使者を送る手筈をするが、以降、同月廿日・廿二日・廿七日の三度にわたり、芋作村兼帯の新城村庄屋又市に書信を遣わし、問題について再三懸け合っている⑤。まず六月廿日の又市宛の書簡を見よう。書簡は、先の新八・源平らの口上の意を受け、

（上略）（村方を）取調候処、悪口などいたし候儀無之段申候得共、若輩共如何之廉忽有之候哉も難計二付、為挨拶耆人差越、勿論草刈取候儀先年より伐来候処、今更被差留候ては村方秣二差支候間、（中略）

同所へ不立入ては一日も凌ぎ兼候間、可立入趣村方之もの申出候得共、他村へ入込候儀ニ付差留置、尚又兩人差越候処、境杭を打、芋作村へは少も為立入申問敷段申極候趣相答、此上甚以手段付兼候間、御嘆願申上呉候様申出候得共、昨今御多端之御央、奉恐入候間、今一応御利解被成下、是迄之通無異儀為秣刈取呉候様奉願候、右之段御願申上度、如斯御座候、

述べられるように、又市に対して芋作村の百姓の説得方を依頼している。

事の起りは、五馬市・新城両村の百姓数人が、芋作村の個人持ちの畑地と「ノ野」に秣刈取に立入ったことであつたが、問題はそれほど単純ではなかつた。

芋作村兼帯又市へのこの書簡に対する廿二日付の返書⑤が見られ、それには、ことの経緯がかなり詳しく述べられている。その概略を眺めよう。

六月十五日の刈り草差押えの一件を調査する過程で、前日の十四日朝にも、芋作村儀右衛門持分の高地の先のノ野に五馬市・新城両村の百姓七八人が立ち入って、不法に刈り草をしているのを芋作村の直作の姉が見つけたが、人数が多く、注意する事も出来ない上、その人名も確認し得なかつた。翌十五日朝、同場所へ十七・八人が馬十七・八疋を連れて入り込み、刈り草しているのを儀右衛門の母が見つけたところ、両村の幾松以下の百姓が、刈り草しながら「言語道断の悪口雑言」をしていることが分かつたが、老女一人のことなので、差し押さえることも叶わず、その状況を村方に報告した。村では相談の上、源平と新八を両村に遣わしたが何らの返答もなかつた。

以上が、又市からの返書の前半の大意である。返書は続けて

十五日朝、当村新八持分畑地のくろにて、政右衛門倅草伐取、馬を畑

作之中ニ放込有之所ニ行き逢わせ候間、如何之心得にて御高地ニ馬入れ、作毛為荒不法之儀致候哉と差留候得共、一言の返答も不致候二付、右馬、新八繫歸り居申候、同朝御村忠兵衛方下男、同村松右衛門畑地粟作之中江馬二疋つるべ合せ候俣二追入、作毛無体ニ食荒、為踏荒有之候二付、松右衛門参り合せ差押繋ぎ留候処、忠兵衛下男馬の口元より綱をはつし勝手俣に繫歸候二付、為証抛右綱預り置申候（下略）同所之儀都て銘々持分御高地、本免入畑並野畑運上ニテ少之空地も無之、然ニ徒党いたし草伐取、牛馬放、諸作を損し乱暴いたし候て、是迄之通致呉候様等とは一同不承知ニ候間、先前より御高地内ニテ入会ニ無之間、決て為立入不申様可被成下段、御答申上呉候様相嘆申出候間御村方へ得と御申論可被下候、

と述べられている。返書を受けた謙平は、この趣旨を自村の百姓に伝えた。すると百姓側は「四十軒余の村なので、一軒から一人宛罷出ても、四十人にはなるものを、わずか九人で立入ったのに、徒党を致した」とは大袈裟で近來になく迷惑千万な言いがかりである。また決して牛馬を放置したわけでもなく、最初相手村の源平と新八と掛け合つて以来再三対応しているのに話もなく、立入り先が高地の内とか運上場などの訳は相手村の内のことなので詳しく知る筈もない。従来から入込み、草刈り取りしていることは事実であるからには、これ以上拒否されれば、死活問題であるので、庄屋は、役所に嘆願してでも解決して貰いたい」との強硬意見であつた。ここで百姓が主張する「四十余軒・・」の文言は、出入発生の直後、日田役所に提出した訴状の案文⑥に見られる。それは直後に新城村百姓惣代文平、五馬市村同新兵衛らが作成し、新城庄屋又市・五馬市庄屋謙平が奥書したものであるが、この案文冒頭には、「五馬市村之内廿八軒、

新城村之内十軒之儀、芋作野にて夏秣刈取来候処」と表現され、この戸数は両村の枝郷二か村のことであった。主張による限り、芋作村秣場が、従前からこの枝郷二か村の入会であつたらしいことが推測される。

六月二十四日、又市の書簡の趣旨に対する自村百姓の反応と自身の見解をしたためた謙平の書面末尾には「先度も申し上げた如く、時節柄百姓を説得しておいた。若者どもの猥の儀は兎も角も、相手村（芋作村）に出向き、挨拶をするよう申し付けておいたので二三人が参向する筈である。尤もこの後、牛馬の取り締り方は嚴重に申し付けるので、谷山・楮原での余分の草は、両村で刈り取り出来るよう、貴村の百姓を説得して欲しい」と再度書き添えている。

六月二十七日日付の謙平の又市宛書簡控によると、秣場の引き合一件が熟談も整い兼ねた五馬市村側では、百姓の發案で村内に所在する専称寺に仲介を依頼することになり^⑧、新城村又市の自宅に芋作村の者も同席して熟談がなされたが決着がつかず、「手段尽き果てた」百姓が謙平宅をしばしば訪れ、さらに早急な解決方を嘆願するようになった。秣の最も必要とされる時期になったからに他ならない。

専称寺に交渉の立会いを依頼することになった経緯については、謙平のこの書簡の尚書の部分に、

此節、次右衛門・徳右衛門・新兵衛、新城村より政右衛門・卯七五人罷出候処、一応芋作村へ申聞候上、同村へ同道可致、尤相對にても如何、併組合村同役八何れも若年二付、専称寺殿二ても被立会候ハハ可宜噂共有之二付、同寺へ頼候こと、

と見え、芋作村との交渉役が何れも若年者であることから、専称寺に立会いを依頼しては如何かとの一部の意見に基づいていることが分かる（後述）。

ところが、ここで予測せぬ事態が起こった。

これまで、五馬市村と一体の関係にあつた新城村が、この係争から一旦手を引くことになったのである。詳しい経緯は分からないが、謙平の六月二十七日の又市宛の書簡^⑨によると、

然ル処、新城村之儀、是迄同意にて拙宅へも罷出、咄有之候間、懸合狀二も認加往復仕候儀二候処、同村丈ケハ見合セ候段申之、不都合之次第二御座候、右は如何之趣意二御座候哉、貴所様より御聞糺否哉被仰越可被成候、当村と意味違候儀二ハ無之候得共、村内談じ整兼候二付、当分見合セ候由申之趣二候得共、間違有之候ては不念二相成候間、趣意柄得と御聞糺仔細被仰聞可被成下候、

と不満を表し、その理由を詰問している。

新城村の、この協調からの脱落は、謙平にも合点が行かなかつたらしく、「村内の談合がうまく行かないので、当分の間の見合わせならば兎に角」と、完全な脱落に危惧の念を示している。

同日、又市は、謙平に返答し、新城村の「見合わせ」は、一向に決着付かず、長引く問題に「御嘆願申上候得共、差当り諸入用も手段無御座候村柄二付、小前評決今以付兼居候段申出」と新城村内で、草刈差留事件に、提訴するには経費もなく、うんざりした百姓らが多少あつた事が知られる。しかし内奥には庄屋又市の何らかの策動が考えられなくもない^⑩。

六月廿九日の又市書簡によると、受身側の芋作村としては、両村との交渉の先送りを画策したものらしく、又市を通して「日々大雨ニテ川渡り出来不申」とか「盆前ニテ少々小ぶりに相成候得は、繁用」になるので、（交渉は）「何れ盆後迄御見合」などを理由に、交渉の引き伸ばし方を申し出ている。さらに庄屋又市自身も「愚祖母初盆にて何分出町いた

しがたき」故、盆後まで話し合いの延期を希望している。

しかし一方では、両村からの不法草刈の実態について監視を怠らなかつたらしく、七月十一日・二日、同十五日朝、十七日朝、それぞれ「五馬市新兵衛弟、干草切牛馬追放シ有之」、「同村利作婿利七儀、友右衛門方運上場にて朝草伐」「同人弟、種吉分式斗高之内にて朝草刈取」などと云う不法秣場入りの報告が記録されている。

庄屋謙平の真剣な対応と兼帯庄屋又市の幾分あまいな心情の元、それぞれが所管する村方の説得は、一向に効を奏せず、硬直状態が続いたのである。

注 ① 六月十五日日付、「無題」差出人は芋作村組惣代新八、源平。宛先は「五馬市村 上ミ組 御組頭衆中」となっている。この「上ミ組」は、五馬市村内の五人組の一つであったものと思われる。慶応二年の「牛馬繫方申極」の中に登場する。

② 「芋作村秣場一件懸合状控」案文、所収一号書状。五馬市村庄屋森謙平の出入り掛合に関する控書案文三点を収める冊子。

③ 辰六月日付、「乍恐以書付奉願上候」冊子、押印本書、別にはほ同文の案文がある。押印本書は、和談成立によって、役所から取り下げられた文書が所収されているものと考えられる。

④ ②に同じ、これら掛合書に対する又市からの返書が、原本として別に残っている事例もある。

⑤ 右②に同じ、

⑥ 辰六月日付「乍恐以書付奉願上候」冊子案文、

⑦ ②に同じ、二号書状、

⑧ 「芋作村秣場一件懸合控」冊子案文、三号書状、浄土真宗寺院、本願寺派。五馬市村中釣所在。寺伝によると小田了称に

よって永正十二年に開基されたものと云う。同村の大半の家の檀那寺。芋作村（明治八年の合併によって出口村）には光明寺（本願寺派・了然大徳が文安元年に開基と伝える）が所在し、近在の檀那寺となっていたものと思われるが、詳しく知りうる史料が管見しない。いずれも『天瀬町誌』参照、嘉永四年正月下旬、五馬市村では、専称寺および村中組組単位で、檀徒の家もち周りで「御国恩講」が催されている。寺と村人との緊密な関係が予想される。

⑨ 辰六月 「芋作村秣場一件懸合控」所収、書状、
⑩ 明治二年五月の「和熟内済」後、新城村庄屋又市は、芋作村への「助合金」分担徴収の問題に際し、この出入での新城村本村の係わり合いを否定する言動をしている。

三、係争の内容と問題点

六月末、五馬市村は、自主解決の方策を変更し、日田役所に裁断を依頼することにした。その訴状①および「掛合書」②などによると、提訴の理由はおおよそ次のようであった。

- 一、芋作村には妥協の余地が全く無いこと、
- 二、五馬市村は、土地劣りの村方で、馬肥しが他村以上に必要であり、自村の草場では不足し、従来から数村からも補給していること、
- 三、芋作村には、草場が多く、他所に秣・刈敷を供給する余地が有ること。

四、五馬市村は、宿馬が、他村に比して数多く、多量に秣が必要なくと③、

一についてはこれまで見たとおりであり、両者とも妥協の余地は全く

なく、解決策の改変が必至となった。二については、五馬市村側の自己主張が強調されている面が少なくないが、享保・天保期の「村明細帳」④によると、当村の秣場は、隣接する桜竹・本城・塚田・大鳥村などに依存しており、文化期以降、これらの諸村と度々秣場出入を惹起している⑤。

三についても、五馬市村の主観的主張であろうが、謙平は、又市宛ての書状⑥の中で「芋作村にては実以潤沢之秣場にて・・」と述べ、奥五馬市村組内の諸村が、相互に秣場・薪・刈敷場を共用している点から見れば、芋作村の山野の利用が、比較的に静的であったことはうなずけるものである。

四の問題については、当村および隣接する出口村は、日田郡から肥後熊本・豊後岡への交通の要衝にあたり、いわゆる「宿村」としての中継機能を持ち、一般農民が「作間の稼ぎ」として「駄賃付け」をするなど、確かに駄数の多い地域であった⑦。江戸期を通しての牛馬数は明確ではないが、明治初期の「郡村誌」⑧によると、明治八年の村合併直後の五馬市村（新城村と合併）の牛馬数は、牛総数二三八頭・馬同一一頭で、これは、出口村（芋作村合併）のそれぞれ一〇〇、六〇頭に比較すれば格段の相違であった。その点は、おそらく、五馬市村の最も強調したい面であったことは疑いない。

五馬市村としては、兎角様々な理由付けの元で、自村の主張を正当化することを図ったのは当然である。

五馬市村の訴状の月日は「辰六月」となっており、正確な日時は知れない。多分、六月の最末期であったことは疑いない。

月が替った七月、五馬市村謙平の訴状を受理し、内容を検討した日田役所は、訴状内容の真否について、相手側の芋作村に問い質した。これに返答したものが七月五日の芋作村枝郷惣代の陳述書である⑨。

本書は、芋作村枝郷の楮原・谷山の二組惣代源平、百姓代与市、組頭彦兵衛および兼帯庄屋又市の連名からなり、村柄の説明に始まり、出入の経緯について詳細に述べている。

この内容は、当秣場出入の原因を見極めるうえに、示唆に富む内容である。まず村柄に関わる部分について見る。

日田郡芋作村之儀は、村田高七拾三石七斗余之小村ニテ、極々谷間之村方、岩山勝ニテ僅之地面ニ候間、秣場其外柴薪葛根蕨掘稼等ニ至候ても、先前より他村入会無御座、他村江入込候儀も無御座候、然処、枝郷楮原・谷山之両郷、御高地並野畑御運上場所字小栗林・小むた・大むた高四石式斗余御座候処、極々土地劣之場所にて、打開候ても四五ヶ年蕎麦粟等作付候得共、其後は作毛生立不申候ニ付、右場所之内、替々打開き作付仕罷在候処、去天保七申年、古今稀成飢饉ヲ受、潰百姓過半出来候ニ付、開発いたし居候分悉ク荒果候ニ付何分打開出来兼、弁上納仕来候ニ付、小前弥増困窮ニ陥右地面之内も、多分無高にて五馬市村百姓江売渡有之候間、当時は僅之地方ニ相成、如何程相稼候ても御上納銀引足り不申極々難渋罷在候、

これによると、係争の舞台は、芋作村枝郷の楮原・谷山二組の小栗林・小むた・大むたなどの百姓年貢地および運上の掛る野畑地帯であり、当村では、替々打ち開きをする切替畑であつたらしい。これらの一部は、天保四年の飢饉時に際し、五馬市村の百姓に売却されたものもあつた。

そうした場所に五馬市村・新城両村の百姓が刈り草に入りこんで来たのである。

答申書によると、入会でもない土地に、不法に入込み、村の「囲い草」を刈り取り、連行の牛馬を放牧して作物を食い荒らさせ、注意を促すと悪口雑言を吐き、村の上納物まで不能にするほどの振る舞いの上、立入

を拒否すると、入会慣行があるなどと主張、日田役所に提訴するなど余りに不法な行為を嘆き、このような状態が続くと「御年貢御上納出来不申様成行候は、眼前の儀二御座候間」、「以後、芋作内御高場江前々之通決して不立入様御利解被仰付被下置候様奉願上候」と云うものである。

この土地は、長さ凡そ八・九町、横平均一町余の場所で、枝郷の百姓銘々の高地であり、外に秣場も無いのでそれぞれが「飼草」を囲い込んで置くのだが、五馬市村から五十軒ものものが立ち入り、刈り草されては秣や肥料不足は必死で、自村が立ち行かなくなる」と嘆願している。

「御年貢上納に差し支える」と年貢上納不能の可能性を盾に、自村主張の正当性を訴えるのも興味が湧く。

さらに、芋作村側は、五馬市村が、強いて入会秣場と言いつ張るならば先に無高で売却した土地をすべて相応の残高で受取るか、あるいは売却時の元値で返却して欲しいとまで主張している。

五馬市村と芋作村両村の出入り問題は、この芋作村側の答申を以って審理されることになり、「日田会所」^④で扱われることになった。それは七月の十日前後のことと思われる。

七月十三日、芋作村側からも会所に訴状が提出され、会所詰の立会い「熟談」が始められた。

この出入の熟談内済は明治二年五月であったが、前年の七月以来、約一年間、五馬市村と芋作村の間では執拗な自己主張の応酬が展開されるのである。

先ず、七月二十三日、会所は五馬市・芋作の両村に対し先ず係争地内での嚴重な草刈禁止いわゆる「鎌留」を命じ相互の村内に申し触れさせた^⑤。

ところが、その翌二十四日・二十五日、五馬市村の百姓利作の下男が、

鎌留地に入つて秣刈りをした。村人から報告を受けた庄屋又市は、二十五日、その不法について五馬市村の謙平に抗議し^⑥、このような違法を一旦認めれば、自村の百姓も「鎌留」を破ることになり、熟談が進んでいる最中に、かかる行為はまとまる話までも崩してしまい、「御上を輕し候仕方」と強く非難し、利作下男が何故に違法したのか聞き質して欲しい旨を通知した。

この掛け合いがどのように決着するのかは、資料が管見しない。年が代わつて明治二年四月、五馬市村謙平は、村人から刈り草の時期に入り、未だに続く「鎌留」で、難渋必至であり、芋作村草場で採草できると強く交渉して欲しいと云う強い要求のあることを又市に懇願した^⑦。

その理由として、書信は

(上略) 当村にては御承知之通宿馬等手当いたし居、外方より牛馬ハ多、秣場ハ同じ村内にては別て無数組故、誠困窮いたし候訳二御座候、併昨秋、立入人衆へ被申立候様、駄数二懸ケ聊たり共、新二運上同様之儀はとても熟談出来不申候間、此段御含ミ御利解可被下候 (下略)、と述べ、五馬市村の牛馬多い特性から来る秣量の必要性と、だからとて牛馬の数に基づいて「運上」のように、出銀(後述)が増加することは御免だと先制している^⑧。

その直後(五月、日付不詳)、五馬市村百姓代徳右衛門らは、会所に対して嘆願書^⑨を提出しているが、その内容から前段の論点が判かる。

その内容は、立入人の現地見分の結果、五馬市・芋作両村の間で、秣場地面の「歩方」は双方納得できたが、芋作村は法外な「出銀」額を要求したため折り合いが付かず、ついに立入人も手を引いて引き上げ、上の結論が出るまで「鎌留」が命じられ、刈り草ができなくて難渋してい

るので芋作村を役所に呼び出し、従来のような入会採草が出来るよう説得して欲しい旨を嘆願しているのだが、その時点でさらに面倒な問題が加わって来た。

それは、先に述べたように、当初、五馬市村と協調して芋作村に対応していた新城村が、前年の六月段階で、「見合わせ」つまり「共闘」から脱落していたが、この新城村だけは、「折々入会秣刈取候様見請申候」と非難されるように、芋作村で秣の採取が黙認^⑥されていたことである。新城村は、共闘から脱け出したばかりでなく、芋作村と何らかの密約をなしたのか芋作村秣場での「鎌留破り」の秣刈取の黙認を取り付けたいらしい。

この脱落問題と内証の秣刈には、新城村・芋作村の庄屋を兼帯していた兼帯庄屋又市の思惑や差配があるものと推察されるが、その内実については明らかにし得る史料が見当たらない。しかし、この脱落は、秣場出入が熟談によって一応の解決を得た後には、また別の問題を起こすことになる。

- 注 ① 辰六日日付、「乍恐以書附奉願上候」冊子、押印本書、
- ② 五馬市村庄屋謙平 控書「手帳」所収、五馬市謙平より新城又市宛書簡控え、
- ③ 右②に同じ、四月二十五日日付「無題」、新城又市宛書簡案文、
- ④ 別府大学近世史研究室編「豊後国日田郡五馬市村明細帳」所収、五馬市村明細帳・村鑑帳など、
- ⑤ 後藤重巳「近世末期における秣刈敷入相出入問題をめぐって」
- ⑥ ②に同じ、
- ⑦ ④に同じ。五馬市村には、文化期に「馬借」十数人があり、

日田代官所の公用荷物の通送、一般商荷の輸送に従事していた。別に文久期の一連の「馬借史料」がある。

- ⑧ 大分県編「豊後国日田郡村誌」未刊史料、大分県立図書館所蔵、

⑨ 辰七月五日日付、「乍恐以書付御答奉申上候」、

- ⑩ 武石繁次編『辰四月 申送書』所収、「会所詰庄屋勤方・郡中入用」の項、この会所は、最初、西国郡代揖斐酒造助の時代には「寄会所」と呼ばれ、郡中惣代庄屋が、陣屋附として三人定詰で在勤し、公事出入その外、郡中の諸用向きを取り次ぎしていた。のち経費節減のために廃止されたが、実務的には存続し続け明治に至っている。なお、この「申送書」は、村上直編『江戸幕府郡代官史料集』（昭和五十六年・近藤出版社刊）に収録されている。

⑪ 辰七月二十五日日付 五馬市謙平宛 新城又市書簡、

⑫ 右に同じ、

⑬ 明治二年四月「手帳」所収、新城又市宛 五馬市謙平書簡、

⑭ 右に同じ、

別の年月日不詳の書簡（無題）は、この出入熟談以前の交渉試案と思われる六か条の案文があり、その終条に「一、牛馬老匹二付、金貳百疋宛、年々四月廿五日切」と云う条文が見える。内済では、総計六百目の「上納助合金」と決まった。

⑮ 明治二年五月「以書附御願申上候」

⑯ ⑭に同じ、

四、和熟内済の内容

さて、以上のような過程を経て、この秣場出入は解決の方向に向かう。慶応四年七月、五馬市村から、日田役所へ提訴されたこの出入は、役所から双方の聞き糺しがあつた後、明治二年五月、日田会所扱いとなり、会所詰庄屋の高取儀八郎・上旦村元兵衛・湯山村東三郎ら三人の立会いで熟談が進み、現場見分も終わり、双方が承服の上、済口取替証文が作成されることになり、まず、仮熟談書①が作成され、内容が確認された上、先に役所に提出されていた訴状の取下願いが出された②。

ただ、これより前の辰年(慶応四年)内に、両村および芋作村の間で、問題解決に向けての努力がつけられ、内済の素案作りが進められていた形跡がある。記事内容から慶応四年辰年と断定される「覚」③に、六か条にわたる約定の案文らしきものが見えている。以下に掲示する。

覚

- 一、繫牛馬いたす間敷事、
- 一、放牛馬いたす間敷事、
- 一、古畑野畑共、畑畔拾間通立入間敷事、
- 一、御高場運上場、立草二相成居候場所江八立入間敷事、
- 右之廉相破候もの有之候節八、其節限一同立入間敷候、
- 一、此節相談いたし候境内より内江踏越シ老人ニテも立入極メ相破り候節八、是又其節限り一同立入間敷候、
- 但 地方持主之分八、其地江立入候儀申分無御座候
- 一、当辰より申迄五ヶ年限り、後、年季相談決て申入間敷候、
- か条全体では、刈り草に際し牛馬の管理、高地への立入規制と、それに違反するものがある場合は、一村全体の責任とすること、秣刈取に關わる年季を五年間とし、以後は年季決めの約諾を拒否することなどである。

る。

同綴される別の無題の箇条書き史料(案文)には、六か条の約定事項が見られ、最終手前の一か条に、

- 一、朝草刈方之儀は、五月節句より、
- と云う箇条がある。朝草刈は、五月の節句以降という意であるが、本熟談書のなかに見られない理由ははっきりしない。

慶応四年五月の出入発生直後から、謙平らの献身的な努力によつて、水面下で、このような和談が進められていたことを伺い知ることが出来る。

さて、翌年夏の和熟の進行に伴う仮証文の最終箇条には、「願書願下之儀は、粟根付仕舞次第願下ケ可申事」と念書され、この証文が正当な形式を整えるまでの仮証文であつたことが分かる。

明治二年五月(日を欠く)日付のこの「和熟済口仮証文之事」と本書たる「和熟済口為取替証文之事」の二通の内容は、ほぼ同文であるが、本証文に書き整えられる段階で本書には、若干の修正がなされた部分がある。

取替し証文の前文には、冒頭で粗述したとき出入内容と熟談に至る経過が述べられ、ついで取極め箇条六か条が明記されている。以下、前文は省略し箇条部分のみを示す。

- 一、御高場御運上場も有之候儀二付、御上納御運上金助合として、拾九文銭六百目宛、五馬市・新城両村より年々四月廿五日限り、村々にて取集メ、芋作村江出銭可致事、
- 一、御高場御運上場たり共、諸木立出し決て致間敷事、
- 一、地主より何時打開キ作付いたし候共故障無之、尤作り荒し候上は入会刈取可申事、

一、放子牛馬堅く致間敷候事、

一、野焼之儀は、年々正月廿日後、三ヶ村答合日限相定メ、野焼可致候事、

一、境之儀は、此節双方立会之上、塔塚築立置、別紙絵図面江相記し為取替置候上は、何時刈取候共勝手次第之事、

但 五馬市新城両村、右場所にて朝草刈取方之儀、不束之伐方不仕牛馬牽廻りホ等閑無之、双方出会候節がさつヶ間敷儀決て不仕、芋作村にても地元之廉を以、自俣之伐方不致、我意等不申募熟和二申合セ、精々睦間敷いたし、喧嘩口論無之様、双方急度相慎可申事、

仮証文では、第一条中の「年々四月廿五日限り」の納入日限の文言がなく、本証文作成時に加えられたものである。

本証文第五条の「野焼き」に関わる箇条は仮証文には設定されていない。

第六条は、仮証文では、「絵図面上に、立会いで境塚を築き、後年の紛争を防ぐためとする」と述べ、但し書きも簡略であるが、本証文では、例示した如くきわめて詳細な内容となり、この但し書きが、熟談の内容全体を拘束する意味を持っている。

芋作村の秣刈敷場をめぐる五馬市・新城両村との出入は、約一年を要して解決するが、この出入と済口内容は、先稿で見た五馬市村を中心とする近隣諸村との出入と、基本的に異質な性格を持っている。

以下、箇条ごとに検討する。

第一条の内容は、この出入の中核的な性質を示すものである。

この出入で舞台となった秣場は、芋作村の主張では、主として「本免入御高場」つまり、年貢の対象となる高入地や、「野畑御運上場」すな

わち用益に対する雑税が賦課される百姓個人持ちの畑地（見取畑）と「野」を含む地域であり、芋作村の主張が通って「御上納御運上助合」として五馬市・新城両村から、六百目を出金しようとする約諾するもので、納入期限は、四月二十五日とされた。

先にその出入では係争の過程で、新城村が脱落したと述べたが、その表現「見合わせ」の詳しい内容については明らかではない。この箇条には五馬市村と並列して新城村が記されているが、末尾の連署の村名には、芋作と五馬市村のみで新城村の村名が脱落している。事件が決着し、済口取替証文が交換された後、「助合金」の出金に関わる掛合書の中で、「新城村の名判なし」と云う文言が見え、新城村百姓代など、百姓を代表する者の署名が見えず、内済後に問題を残すことになる（後述）。

第二条は、採草地と林地の区別を明確にするための法令として、普遍的に見られる問題である。

幕末期の文久二年に西国筋郡代に就任した窪田治部右衛門の「論書」④によると、

野之内、年々切詰候得は、草立悪く相成候二松生候を、草二ては徳分少く有之間、野火を不入、松を仕立候類有之、右は他人よりは草にても松にても持主野二付、構ひ無之と存じ、故障も不申立候得共、松山二相成候得は、野にて用を達し候持主、夫丈ヶ入会も切込候間、詰りは一体之草場減じ候姿二相成候間（中略）、草立悪候共、一年越哉二年越し二伐居候ハハ、行々ハ草立宜敷相成可申候、

と述べられ、採草地の「木生立」に警報を出している。つまり採草地への松木などの進入が最も忌諱される事柄であったのである。この「草立」の見解は、郡代窪田の質問に対する「村々の重立つた者の存寄」として取り上げられた体験的教諭事項でもあった。

第三条は、今回の出入の、最も根幹的な問題を暗示しているものと云えよう。

出入の対象となった土地が、芋作村百姓の名請け地であり、貢租の義務があつた。その土地は、「刈畑」「焼畑」などとして特定の百姓が占有する土地つまり「高野」(高請地)を含む「野」であり、百姓が年季的に耕作することがあつた^⑤。税種別で言えばいわゆる「不定見取」ではあつたが芋作村の百姓の利権が優先し、そのような期間は、他人の立入が許されず、土地が耕作されていない時の利用だけが認められたのである。

第四条は、普遍的にも、採草地での草刈に伴う出入の大きな原因の一つであつた。

一般に夏季の農村における採草は、秣や刈敷採取に際し、「歩行荷」と「駄荷」とがあり、遠隔地から大量の刈り草を運搬する場合は、牛馬を利用する後者であつたが、その場合、刈り草作業中の牛馬の管理が厳しく扱われるのが、当然である。

前近代の「畑」は、宅地近辺の些少な耕地は「菜園」として美麗な景觀で手入れされたが、山野に展開する「畑地」は、今日的な「畑」景觀には程遠いものであつたと考えてよからう。したがって、このような林野周辺の畑地は、いわゆる「焼畑」や「刈畑」もしくは「切替畑」として耕作され、主として粟や蕎麦など雑穀が植栽された。

これらは、広大な原野の中に、恐らくは無秩序に展開し、草刈作業中に放牧した家畜が、作物を踏み荒らし、食い荒らすことはしばしばあり、採草地出入の大きな原因になることが多かつたのである。

日田郡奥五馬筋庄屋の「御用留」には、例年四月中旬に、各村々に牛馬の「引き集め」を通過する記事が散見^⑥する。これは、春先に放牧し

た牛馬を、放牧地から自宅に連れ戻すことを意味している。採草地での様々な「畜害」の確執を予防するためである。

慶応元年閏四月、五馬市村下組など三組の小前二十八人が契約した「申極」は、山野における牛馬の繋ぎ方など、家畜管理に関する「約諾」であり^⑦、このような例は、近隣の村にも見られた。

第五条は、野焼きに関わる規定である。野焼きは、良質な秣や刈敷草を育成する上では、不可欠で重要な行事であり、この三か村の野焼きは、正月明けの廿日後とし、三か村で日限を定めて実施すると極めてい

採草地をめぐる最大の問題は「境界」であつた。最終条では、この境界問題を定めている。

この秣場出入の場合も、立入人が立会い、両村の手で絵図面を拵え、境界に「塔塚」を設置し、何時でも刈り取りが行われるようにした。

但書きでは、朝草刈りでは不束な仕法がなく、牛馬の繋ぎ方に注意して双方の出会いの際は「がさつがましい」態度、地元村の横暴で自俣な行動を慎み、我意を募ることなく、睦まじく入会することが約諾されている。

秣場出入は、この「助合金」支出を条件に二年五月に和談が成立したものの、新たにこの助合金負担金の分担支出問題が起こる。しかし、その問題の結末を語る史料は管見しない。

ただこの内済に至る間に秣刈り取りとは別個な問題も起こっている。すなわち辰年と思われる九月七日、五馬市村の組頭衆中・次右衛門宛の新八・又市の書簡によると、口五馬筋の村々から芋作村に「蕨根掘」^⑧に入野したいと云う願いが再三申し込まれた。しかし兼帯庄屋の又市は、芋作村秣場出入問題が未解決であり、芋作村が属する奥五馬筋村々との話し合いも出来ないうちに、蕨掘りに入村させることは不可と返事した。

ところが、其の時分、五馬市村の善助が無断で入村して蕨掘りをし、問題を難しくしてしまった。そこで五馬市村に対して、このような振る舞いは芋作村の難渋を招くので、慎むよう百姓を指導して欲しい由を伝えられている。

原野は、秣や刈敷材ばかりでなく、蕨などの植物材の利用面でも、多領域の人びとの立入があり、そこに利権をめぐる問題があったのである。

一般に多くの採草場での出入りでは、熟談に際し、草刈始の時期つまり「鎌入」⑨の条件が約諾されるが、この出入りでは、本内済書の箇条のうち、それが示されていない。

注 ① 「和熟済口仮証文之事」、この証文の署名者は、芋作村惣代 儀右衛門・組頭源平・兼帯庄屋又市、五馬市村惣代徳右衛門・組頭治右衛門・庄屋謙平らであり、新城村からは庄屋又市が、「兼帯新城村庄屋」の肩書きで署名している。

② 明治二年月日欠、「乍恐以書付奉願上候」、冊子、芋作村・五馬市村双方から、小前惣代・百姓代・組頭・各一人ずつ、二村の庄屋が連署し、日田役所に宛てられている。因みに役所は「日田県御役所」となっている。

③ この「覚」は、芋作村から提示されたものの案文と思われる。最終か条に「当辰より申迄五ヶ年限り」の文言があり、出入発生の際四年のものであることが明白となる。

④ 文久二年九月日付「被仰渡書」、西国筋郡代最後の窪田治部が発した「諭書」である。

⑤ 辰七月五日日付「乍恐以書付御答奉申上候」のうちに「右場所の内、替々打開、作付仕罷在候処」などの表現が見え、村明細帳に登場する「野畑」で、年々の収穫が不定で、年貢は

「不定見取」であった。第三節六ページ下段収載史料参照、天保・嘉永期の「御用留」四月の記事にしばしば登場する。たとえば、安政二年では、四月十四日の条に「放牛馬、今十六日迄二可引寄様、塚田より申来候事」とある。毎年ほぼ同様の記事が見られる。

⑦ 慶応元年五月「申極之事」、五馬市村小前三組（下組・目野組・上之組）の計二十八人と新城村小前八人と取り交わした「申極」。前掲、後藤重巳「幕末期における秣刈敷入相問題をめぐって」四十三ページ収載史料参照、

⑧ 年号を欠く九月七日日付で、芋作又市から、五馬市村組頭衆中に宛てたものである。日田郡地方の村明細帳には「作間の稼」の項に、男の仕事として、「蕨根掘り」が多例見かけられる。蕨は、その根から良質の澱粉が採取されるところにも、その繊維は良質で「紐」の材料として加工された。

⑨ 旧本城村庄屋山田家（天瀬町 山田長正氏所蔵）の文書のうちには、「村極」が多く見られ、その中に、入会山の「鎌入」規定が見られる。ここでは、刈取り日限は、彼岸満日過ぎ、刻限は正五ツなどの例が見られるが、「年により候ては早すぎるも之あり候間、其年は、初日より相談致し刈取候様相極申候」などの例が見られる。

五、総括

五馬市・新城両村と芋作村との、秣場出入は、右のような経緯をもって決着するが、また問題は残されていた。いわゆる「助合出銀」問題であった。

和熟済口為取替証文では、第一か条で両村から、芋作村に支払う「上納助合金」を六百目とし、毎年、両村から取り立てて、四月二十五日を期限に支払うことが約諾されている。

しかし、証文取交し直後の八月には、早くもこの「上納金」の分担問題が起り、十一月の末に至っても終息しなかった。

十一月末、五馬市村庄屋謙平宛の新城村庄屋（芋作兼帯）又市からの書簡①によると、「先に約諾した両村からの出金六百目を、両村で「二ツ割」つまり折半すると云う具体的な取り決めがあるらしいが、自分は全く承知していないので、至急取り決めて欲しい」という他人事にも似た唐突な話が持ち出された。又市は、書簡の中で、右の問題について

（上略）前断相極り居候様被仰越候二付、最早しばらく有之候儀二付、失念も可有之哉と、為取替書取寄見申候処、錢六百目之内、何程八何村より出錢と申儀も無之相見へ申候上、新城村小前惣代名判一人も相加不申、右は其節取急ざつと有之候上と相見へ申候（下略）、

と記し、この問題を早急に解決して芋作村に納入しないと、故障筋が再燃するのは必至であると注意を喚起している。

続けて又市は、「是迄之儀は取置、山田村之ものへも申聞可仕候間、両村立会評決いたし、永年間違等無之様相当之割合」を決めることが必要であるとも述べ、その問題解決に謙平がどのような考えを持っているのか糾している。さらに、又市書簡の尚書部分には、「芋作村の秣場を利用しているのは、自村（新城村）の枝郷山田村②ばかりであり、「本村」（親村）は無関係故、戸数少数の枝郷だけでは、「助合金」の半額分担は不可能であろう」とも述べている。いずれにしろ、問題は、係争の過程で、新城村が「見合わせ」（脱落）し、取替証文には「名判」つまり村代表の署名をしなかったことから、出錢を拒否し兼ねないと云う予

測をするのである。新城・芋作を兼帯する庄屋としては、きわめて逃避的な見解ではあるが、本務の新城村庄屋としての立場も考えられる。

この書簡に対する十二月十一日付けの謙平の返書の内容によると、問題に対する謙平の理解は、又市と隔たっている。すなわち、謙平は、

（上略）御翰書之趣承知仕候、早速村方へ申聞候処、当村にては多少無真二ツ割之積故、六百目新城五馬市より出錢と相認め有之、名判之儀は、貴所様より御会所へ新城村も加入被成度段御咄候て、其積相決候儀二付、別て子細は有之間敷と存知居候、

と、当村（五馬市）では、二村で多少無く、真二ツ割りと心得ており、新城村でも、和熟の時点では「新城村も加入」の積りとの庄屋の諾意を得ているからには異存はない筈であると述べ、今になってそのようなことを承知してしていないとか、名判がないなどと云われても甚だ迷惑であると反論している。

明治二年五月、芋作村の秣場をめぐる出入りは決着した。この出入で最大の特質は「御上納助合」として、六百貫を五馬市・新城村で拠出することであった。

その助合金支出の論拠は、芋作村の「高場」や「運上場」に強引に採草に入ることへの代償であったが、ただ、非常識・不法とも考えられるこれら他村の「高場」に入り込む根拠が全く無かったのではない。天保期に、これらの高場が、芋作村から五馬市村に売却移譲されていると云う経緯に基づいていたものと思われる。

先に、これより以前、五馬市村と本城・塚田村などの秣刈敷場出入に關わるいくつかの事例を取り上げて事件を素描したが③、そこでの熟談では、秣伐代は多くの場合無料で、いわゆる「貰い草」もしくは「貰い伐」であり、他村からの伐採立入の身分証明としての「秣札」の遣り取

りはあつたものの、代償を支払う事例は見られなかった。

これらの場合、いずれも、慣行のある入会草場で生じる一方的な場所の変更や採草量規制、慣例を犯す不法な刈り草が原因で、差し纏れに発展する場合が多く、隣村との友好や相手方の採草地不足を「気の毒に存じ」て入会を認めていた。この出入当初に、五馬市村謙平が、日田役所に提出した願書④の案文によると、芋作村が無下に拒否する態度を評して「隣村融通の信義八更二無御座、私欲勝手而巳申張」と指摘する所以である。

しかし、今回の出入は、芋作村の場合は、村域全体が猫額な上に、この秣場が百姓持分の「免入高請所」や「野畑運上場」であり、*ゞ*野で切替畑として用益されることから、他の事例と基本的に相違していたことが、出入問題の解決を困難にした理由が考えられる。加えて、係争地が、過去に係争の相手村に売却されていたことも、問題をさらに複雑にしたが、芋作村と云う筋内最小村に対する主邑五馬市村の傲慢さも見逃すわけには行かない。

天保二年九月、五馬市村の徳右衛門が、芋作村谷山組の役人宛に詫状を提出した⑤。息子の徳松が、その前月に芋作村の秣場に無断立入、秣を刈り取り差し押えに遭つたことへの謝罪状である。それによると「徳松儀、若年之儀にて刈取、今更後悔いたし候二付」とあり、以後、決して芋作村内で「干草」刈りは慎ませる旨の誓約を、父親の徳右衛門が親類松衛門・勘右衛門と連名で行つたものである。

この出来事は、芋作村への五馬市村からの入会慣行がこの時点で無かつたことを証するものかも知れないものの、慶応の出入から一代三十年ほど前の事件であり、この「若年之儀にて」という理由は、今回の出入で五馬市村庄屋が芋作村に当初侘びを入れて「若輩其の廉忽」に酷

似していることも注目される。秣場入会などの慣行が、世代的に変質して来ている点も否定できない。

この秣場出入りの差し纏れを解く方策として、地域の信望厚い専称寺に仲介を依頼していることも注目される。

専称寺の立会いには、先に見たように「専称寺殿二ても被立会候ハ八可宜噂共有之に付き」と云う一部の発想が採用されたものであつたが、それは在村における寺院の存在と、当事者の間に、寺僧に対する信頼感の存在を思わせるものである。

近世社会では、地方に散在する寺院や僧侶が、窮民の救済・慈善・教育などに関わる機会が多く、支配者が、いわばその「世俗な権威」を争論調停に利用することも少なくなかつた。近世期は庶民層への仏教の受容が進み、寺院と民間習俗が結合し、いわゆる「講」などを介して寺院・僧侶と民衆が密接して、信頼関係が深化する。勿論、その背景には、幕藩の宗教政策が大きな桁梁をなしているが、この些少な村出入りに寺僧が関与する事例も興味ある問題である⑥。近在のこの時期の事例をいま少し探す必要がある。

これまで、豊後日田郡の台地部の比較的「畑」の多い地域での秣場出入の事例を見てきたが、草場出入りの根底に、「秣場」と「畑」との相関関係があることが類推される。殊にこの芋作村秣場出入りの背景に、猫額な耕地と草地との相関関係のなかで、高請地としての「畑」が、近世最末期の村方にとって、重層的な意味を持つことが示唆されそうである。ことに芋作村の百姓が言う「*ゞ*野」は、百姓占有の「*ゞ*野」であり、芋作村では、他村に比してこうした原野が多く展開していたことが予想される。

奥五馬筋七か村など、西国筋郡代支配下の「筋」に統括される村々は、

注 ① 明治二年十一月廿九日付、謙平宛、又市書簡、

② 詳しくは、右書簡末追而書に「乍末筆申上候、当村本村々にては、只今にては立入も不致候二付、出銭之儀無覚束、左候得は、山田組にては御存知之通少人数二有之処へ、半方など二は不相当にて、永年之儀二付、申聞候共承知致兼可申」と述べている。

③ 後藤重巳 前掲書参照、

④ 辰六月、日田役所への嘆願書「乍恐以書付奉願上候」（案文）、ここでは芋作村を役所に召喚し、慣例どおり、秣刈取りが叶うよう嘆願する。新城・五馬市村百姓代、組頭らの連署が見られ、又市は新城村庄屋として、謙平とともに奥書している。

⑤ 謙平宛ての又市からの一括書簡所収、天保二年卯年九月日付、「一札之事」、「芋作村谷山 御組中」とある。案文

⑥ 文化八年の豊後岡藩の一揆に際し、当初、藩側は、一揆現場に近い竹田町の真宗光西寺の僧侶に一揆勢の説得を依頼し、これが失敗すると次には、同派の古刹満徳寺を刈り出したがいずれも失敗した。豊後南画で著名な田能村竹田はこの一揆に際し、再度「建白書」（『田能村竹田全集』所収）を藩主に提出したが、そのなかで、寺院の起用を厳しく批判している。近世期の寺院は、「駆け込み」など「寺入り」の事例が多く見られる。豊前豊後域の幕末期の史料の中では、民家の火災に際し、失火先の当主が、直後に処罰的に「寺入り」を命じられる事例が散見するが、こうした寺院の受動的な謝罪・処罰の機能のほか、能動的には村出入りの調停にも参画することがあった。佐藤孝之「「入寺」慣行からみた村と寺院」

（『栃木史学』第十五号所収ほか。）小寺鉄之助編『近世御仕置集成』所収「高鍋藩御仕置年代記事」には、火元人の「入寺」事例が二・三例見られる。類焼のある火元の場合は、入寺二七日間であった。第二節注⑧参照、

⑦ 天保九年九月、五馬市村組頭善平らが自俣に「貯穀」の封印を開封した廉で罪を問われた際、本人・親族・村組頭らが、善平らの罪の軽減を請願した日田役所宛の詫び状に、「最寄村湯山村」とともに、「組合村」と肩書き明記され、本城村庄屋良平以下、五馬市村を除く奥五馬筋六か村庄屋の連署が見られる。「組合村」問題については古く大石慎三郎の「武蔵国組合村構成について」（『近世村落の構造と家制度』所収）があり、以降、村落史問題の関心事となっている。塚本学編『日本の近世』八「村の生活文化」など、

⑧ 出入の舞台となった芋作村枝郷楮原・谷山などに関わる史料は管見しない。いわゆる「枝郷」「枝村」の発生の契機は、親村における人口・耕地・採草地などの限界、新田畑開発など多様に考えられるが、先稿・本稿で見たように、村々入会秣場出入では、この枝郷の村域が舞台となる事例が多い。枝郷など新村は、水利・採草地など条件は整いながらも後発的な場所が選定されるらしいが、結果的には秣刈敷などの資源枯渇を招き、出入の対象となる悲運に遭遇するのであろうか。